第十一条の四第三項の表中

第六十八条第一項	二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあっては、一週間（当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）
第七十条並びに第七十一条第一項及び第二項	創立総会参考書類
	保険

を

第六十七条	発起人
	設立時株主
第六十八条第一項	発起人
	設立時株主
	二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあっては、一週間（当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）
第六十八条第三項	発起人
	設立時株主
第七十条並びに第七十一条第一項及び第二項	発起人
	設立時株主
	創立総会参考書類
第七十一条第三項及び第四項	発起人
	設立時株主
第七十五条第一項	発起人
第七十五条第二項	設立時株主
	契約者総代会参考書類
	間
	組織変更をする株式会社
	総代
	組織変更をする株式会社

二週間

	総代
	組織変更をする株式会社
	総代
	組織変更をする株式会社
	総代
	保険契約者総代会参考書類
	組織変更をする株式会社
	総代
	組織変更をする株式会社
	総代

に改め、同表第七十五条第四項の項の次に次のように加える。

第七十六条第一項	発起人
	組織変更をする株式会社
第七十六条第二項	設立時株主
	発起人
	総代
	組織変更をする株式会社
第七十六条第三項	設立時株主
	総代

第十一条の四第三項の表第七十六条第四項の項を次のように改める。

第七十六条第四項	発起人
	組織変更をする株式会社
	が定めた場所
	の本店

第十一条の四第三項の表第八十一条第二項の項を次のように改める。

第八十一条第二項	発起人（株式会社の成立後にあっては、当該株式会社。次条第二項において同じ。	組織変更をする株式会社（組織変更後にあっては、組織変更後相互会社の主たる事務所
	発起人が定めた場所（株式会社の成立後にあっては、その本店。同条第二項において同じ。	組織変更をする株式会社の本店（組織変更後にあっては、組織変更後相互会社の本店